

群馬県達 第 号

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

群馬県青少年健全育成条例第23条第1項の規定により、下記の 類の除去  
を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌  
日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処  
分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を  
被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分  
の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日  
から起算して6月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると処分の  
取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合  
には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以  
内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

群馬県知事

印

記

- 1 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の設置場所
- 2 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 有害図書類又は有害がん具類の種類及び書名、作品名、商品名等
- 4 理由
- 5 措置期限 年 月 日